

保育の必要性の認定基準に係る国の示す基準と盛岡市の現行基準

項目	国の示す基準	盛岡市の現行基準 (保育に欠ける事由)	備考
保育の必要性の認定に係る理由	<p>以下のいずれかの事由に該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労 ・妊娠, 出産 ・保護者の疾病, 障がい ・同居又は長期入院等している親族の介護, 看護 ・災害復旧 ・求職活動 (起業準備を含む) ・就学 (職業訓練校等における職業訓練を含む) ・虐待やDVのおそれがあること ・育児休業取得時に, 既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ・その他, 上記に類する状態として市町村が認める場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・昼間に居宅外で労働することを常態としていること ・昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること ・妊娠中であるか又は出産後間がないこと ・昼間に居宅外で労働することを常態としていること ・昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること ・妊娠中であるか又は出産後間がないこと ・疾病にかかり, 若しくは負傷し, 又は精神若しくは身体に障がい有していること ・長期にわたり疾病の状態にある同居の親族を常時介護していること ・震災, 風水害, 火災その他の災害の復旧に当たっていること ・全各号に類する状態にあると市長が認める常態にあること 	
就労下限時間	1 か月あたり48時間以上64時間以下	1日4時間以上, かつ, 月15日以上 の就労等が必要 (月60時間)	
区分	<ul style="list-style-type: none"> ・保育標準時間 11時間 ・保育短時間 8時間 	1日につき8時間を原則とし, 乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して, 保育所の長がこれを定める。	